

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「6月に支給する場合においては」を「6月に支給する場合には」に、「においては100分の170」を「には100分の175」に改める。

第2条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の報酬等条例」という。）は、平成29年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、改正前の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

人事院勧告等を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。